

令和7年杉並区教育委員会規則

規則番号	題名
43	杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
44	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
45	杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
46	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月9日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第43号

杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成12年杉並区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条関係）
昇格時対応号給表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	2
15	1	1	3
16	1	1	4
17	1	1	5
18	1	2	6
19	1	3	7
20	1	4	8
21	1	5	9
22	1	6	10
23	1	7	11
24	1	8	12
25	1	9	13
26	1	10	14
27	1	11	15
28	1	12	16
29	1	13	17
30	1	14	18
31	1	15	19
32	1	16	20
33	1	17	21
34	1	18	22
35	1	19	23
36	1	20	24
37	1	21	25
38	1	22	26
39	1	23	27
40	1	24	28
41	1	25	29
42	2	25	30
43	3	26	31
44	4	26	32
45	5	27	33
46	6	27	33
47	7	28	34
48	8	28	34
49	9	29	35
50	10	30	35

51	11	31	36
52	12	32	36
53	13	33	37
54	14	33	38
55	15	34	39
56	16	34	40
57	17	35	41
58	18	35	41
59	19	36	42
60	20	36	42
61	21	37	43
62	22	37	43
63	23	38	44
64	24	38	44
65	25	39	45
66	26	39	46
67	27	40	47
68	28	40	48
69	29	41	49
70	30	41	50
71	31	42	51
72	32	42	52
73	33	43	53
74	34	43	54
75	35	44	55
76	36	44	56
77	37	45	57
78	38	45	57
79	39	46	58
80	40	46	58
81	41	47	59
82	41	47	59
83	42	48	60
84	42	48	60
85	43	49	61
86	43	50	62
87	44	51	63
88	44	52	64
89	45	53	65
90	46	53	66
91	47	54	67
92	48	54	68
93	49	55	69
94	50	55	70
95	51	56	71
96	52	56	72
97	53	57	73
98	53	58	74
99	54	59	75
100	54	60	76
101	55	61	77
102	55	62	77
103	56	63	78
104	56	64	78
105	57	65	79

106	58	65	79
107	59	66	80
108	60	66	80
109	61	67	81
110	61	67	82
111	62	68	83
112	62	68	84
113	63	69	85
114	63	70	
115	64	71	
116	64	72	
117	65	73	
118	65	74	
119	66	75	
120	66	76	
121	67	77	
122	67	77	
123	68	78	
124	68	78	
125	69	79	
126	69	79	
127	70	80	
128	70	80	
129	71	81	
130	71		
131	72		
132	72		
133	73		
134	73		
135	74		
136	74		
137	75		
138	75		
139	76		
140	76		
141	77		
142	77		
143	78		
144	78		
145	79		
146	79		
147	80		
148	80		
149	81		
150	82		
151	83		
152	84		
153	85		
154	85		
155	86		
156	86		
157	87		
158	87		
159	88		
160	88		

161	89		
162	90		
163	91		
164	92		
165	93		
166	94		
167	95		
168	96		
169	97		

附 則

この規則は、令和7年12月11日から施行し、この規則による改正後の杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月9日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第44号

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年杉並区教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同項第2号中「100分の57.5」を「100分の60」に、「100分の66.25」を「100分の68.75」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年12月11日から施行する。
- 2 この規則による改正後の杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規則の規定による勤勉手当の内払とみなす。

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月9日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第45号

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職務の級	定額
1級	12,100円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給11,203円、2号給11,280円、3号給11,363円、4号給11,445円、 5号給11,528円、6号給11,632円、7号給11,737円、8号給11,841円、 9号給11,946円、10号給12,061円
2級	14,600円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給13,288円、2号給13,414円、3号給13,535円、4号給13,656円、 5号給13,777円、6号給13,898円、7号給14,019円、8号給14,140円、 9号給14,261円、10号給14,355円、11号給14,443円、12号給14,531円
3級	15,700円
4級	16,200円
5級	17,000円

別表第2（第3条関係）

職務の級	定額
------	----

1 級	8,600円
2 級	10,900円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給10,872円
3 級	11,700円
4 級	12,100円
5 級	12,600円

附 則

- 1 この規則は、令和7年12月11日から施行し、この規則による改正後の杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて支給された給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月9日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第46号

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同項第2号中「100分の57.5」を「100分の60」に、「100分の66.25」を「100分の68.75」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年12月11日から施行する。
- 2 この規則による改正後の杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規則の規定による勤勉手当の内払とみなす。